

平成26年10月31日
厚生労働省佐賀労働局
職業安定部 職業対策課
課長 原 敏郎
高齢者対策担当官 宮崎 真二
(電話) 0952(32)7217
(FAX) 0952(32)7223

報道関係者各位

平成26年「高年齢者の雇用状況」集計結果

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成26年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,004社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

- (1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施している企業の割合は97.9% (対前年差6.8ポイント増加) (表1)
 - 中小企業は97.7% (同6.3ポイント増加)
 - 大企業は100.0% (同12.7ポイント増加)
- (2) 雇用確保措置の内訳は、定年の廃止が1.6% (同増減なし)、定年の引上げが14.2% (同1.5ポイント減少)、継続雇用制度の導入が84.1% (同1.4ポイント増加) (表3-1)
- (3) 継続雇用制度の導入のうち、希望者全員を対象とする65歳以上の制度は、59.4% (同4.2ポイント減少)、経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある制度は40.6% (同4.2ポイント増加) (表3-2)

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は647社（対前年差5社増加）、割合は64.4%（同0.7ポイント増加）（表4）

- 中小企業では618社（同3社増加）、66.3%（同0.7ポイント増加）
- 大企業では29社（同2社増加）、40.3%（同2.3ポイント増加）

(2) 70歳以上まで働ける企業は185社（同17社増加）、割合は18.4%（同1.7ポイント増加）（表5）

- 中小企業では179社（同18社増加）、19.2%（同2.0ポイント増加）
- 大企業では6社（同1社減少）、8.3%（同1.6ポイント減少）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（1,917人）のうち、継続雇用された人は1,584人（82.6%）、継続雇用を希望しない定年退職者は327人（17.1%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は6人（0.3%）（表7－1）

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

常時雇用する労働者が31人以上の企業1,004社

中小企業（31～300人規模）： 932社

（うち31～50人規模：373社、51～300人規模：559社）

大企業（301人以上規模）： 72社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

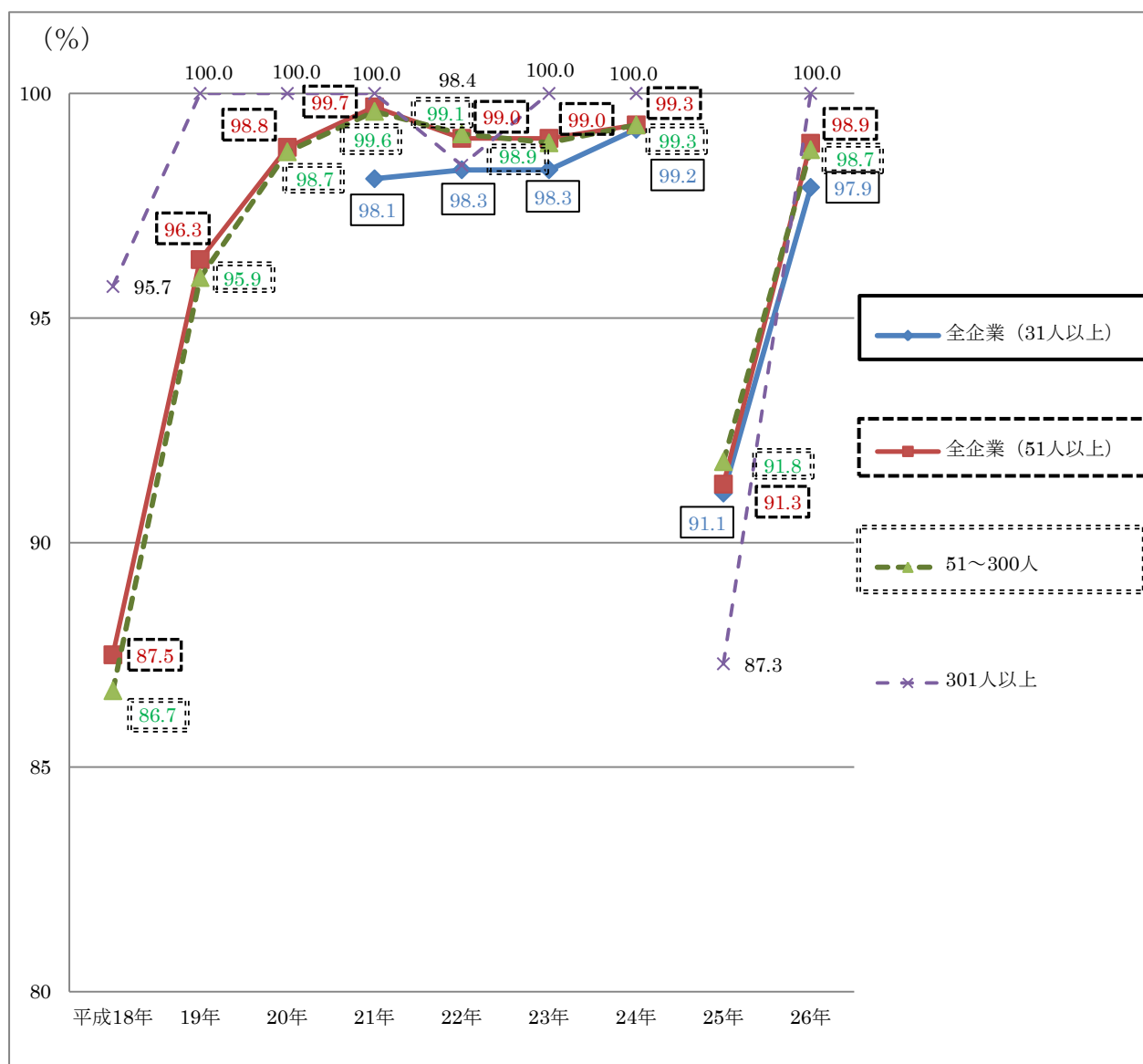
(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は97.9%（983社）、うち51人以上規模の企業で98.9%（624社）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は2.1%（21社）（同6.8ポイント減少）、うち51人以上規模企業で1.1%（7社）（同7.6ポイント減少）となっている。（表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（72社）（同12.7ポイント増加）、中小企業では97.7%（911社）（同6.3ポイント増加）となっている。（表1）



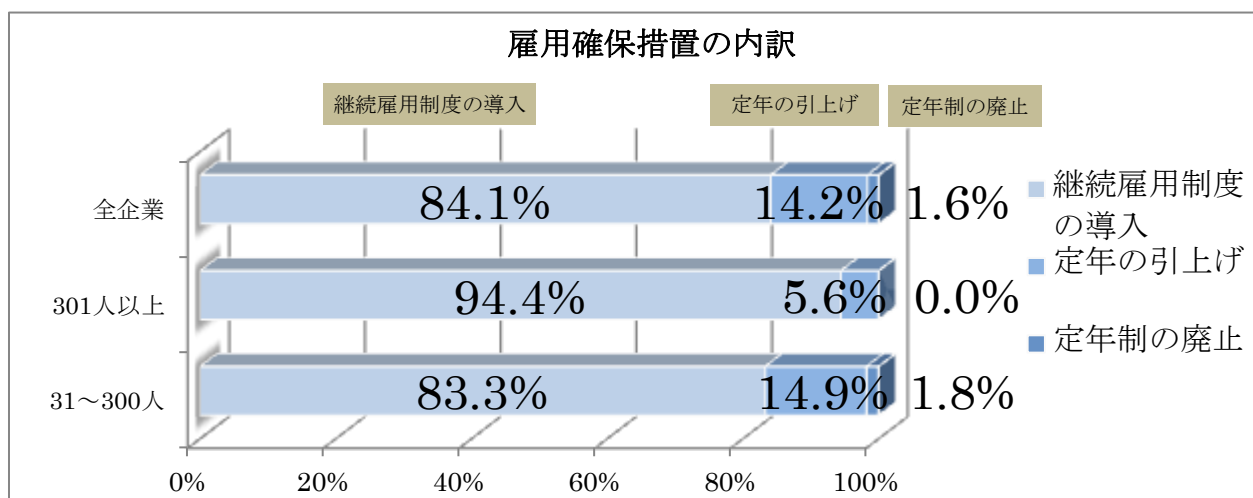
※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は1.6% (16社) (同増減なし)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は14.2% (140社) (同1.5ポイント減少)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は84.1% (827社) (同1.4ポイント増加)

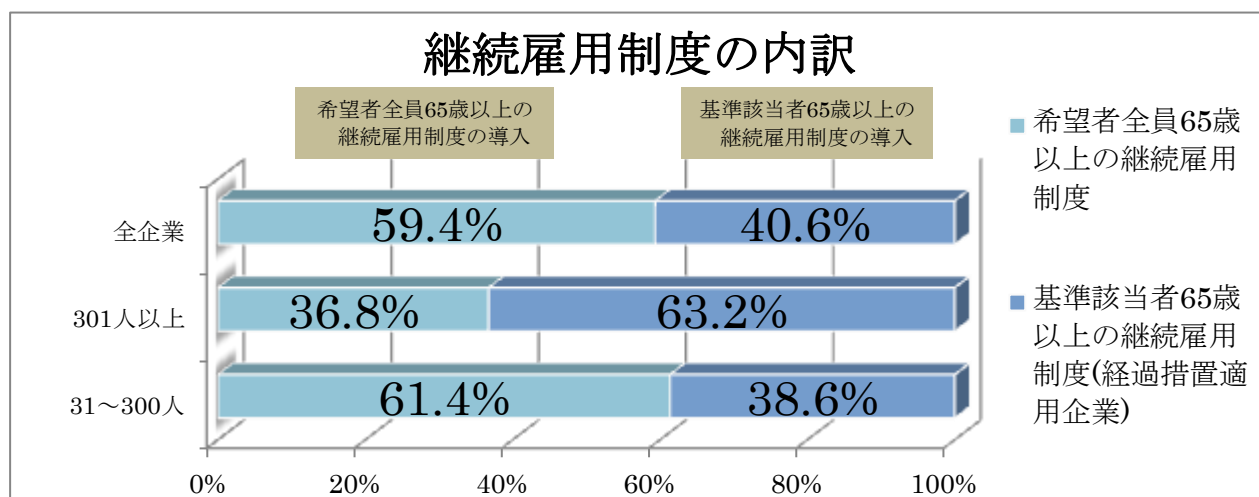
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(827社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は59.4% (491社) (同4.2ポイント減少)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は40.6% (336社) (同4.2ポイント増加)となっている。(表3-2)



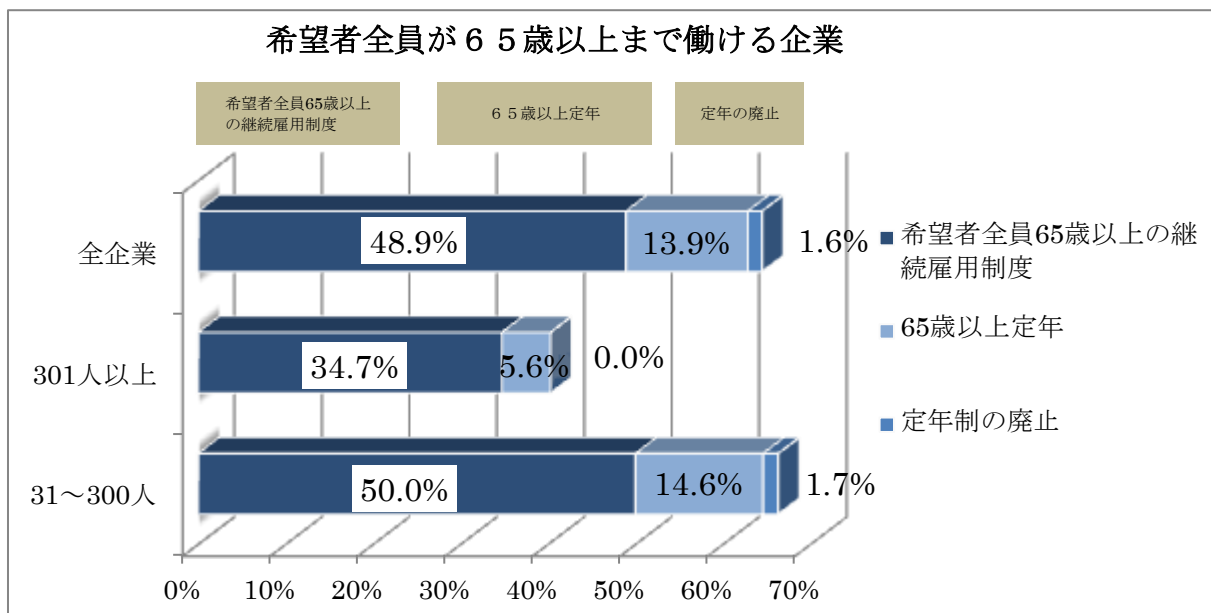
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は647社(対前年差5社増加)、報告した全ての企業に占める割合は64.4%(同0.7ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では618社(同3社増加)、66.3%(同0.7ポイント増加)、
- ② 大企業では29社(同2社増加)、40.3%(同2.3ポイント増加)(表4)

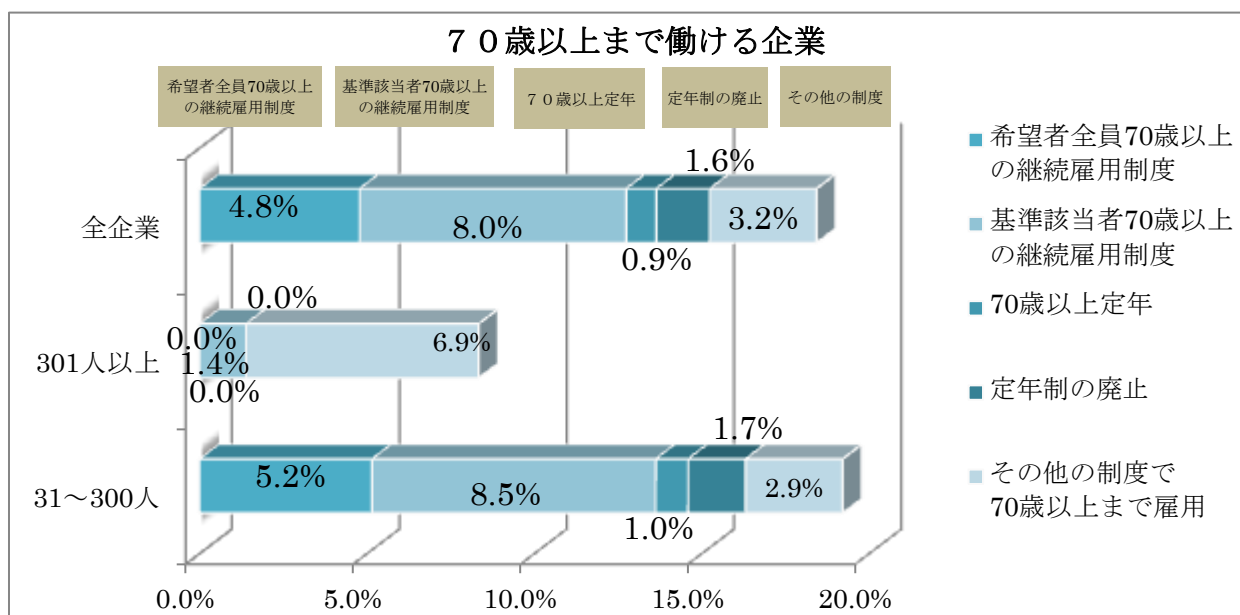


(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、185社(同17社増加)、報告した全ての企業に占める割合は18.4%(同1.7ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では179社(同18社増加)、19.2%(同2.0ポイント増加)、
- ② 大企業では6社(同1社減少)、8.3%(同1.6ポイント減少)、となっている。(表5)

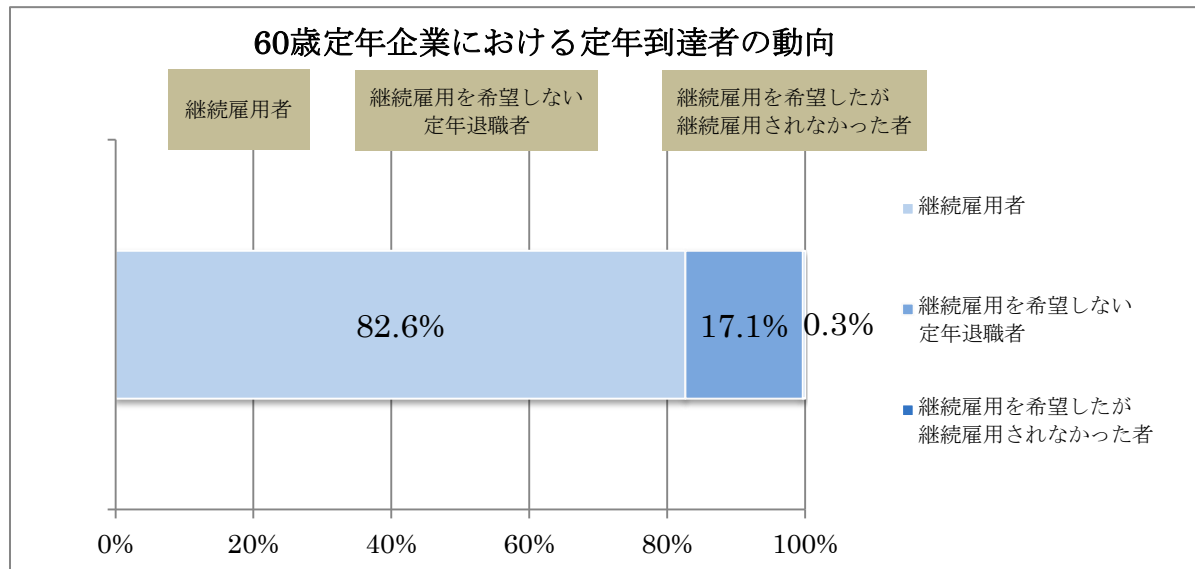


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

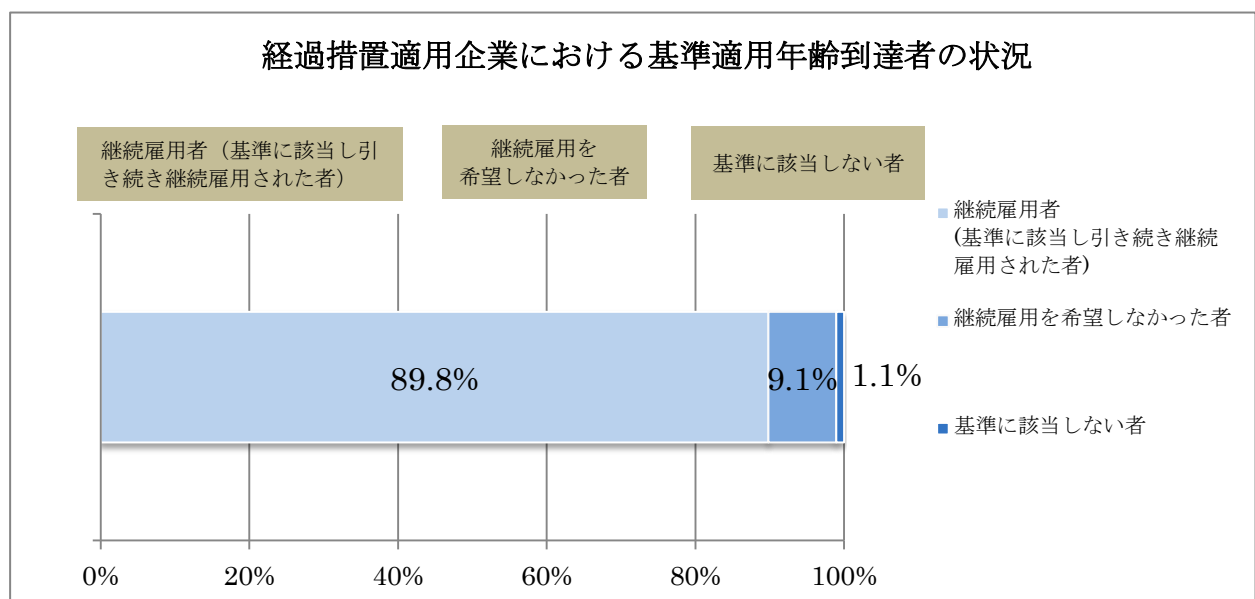
過去1年間(平成25年6月1日から平成26年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(1,917人)のうち、継続雇用された者は1,584人(82.6%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は31人)、継続雇用を希望しない定年退職者は327人(17.1%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は6人(0.3%)となっている。

(表7-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成25年6月1日から平成26年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61歳)に到達した者(658人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は591人(89.8%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は60人(9.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は7人(1.1%)となっている。(表7-2)



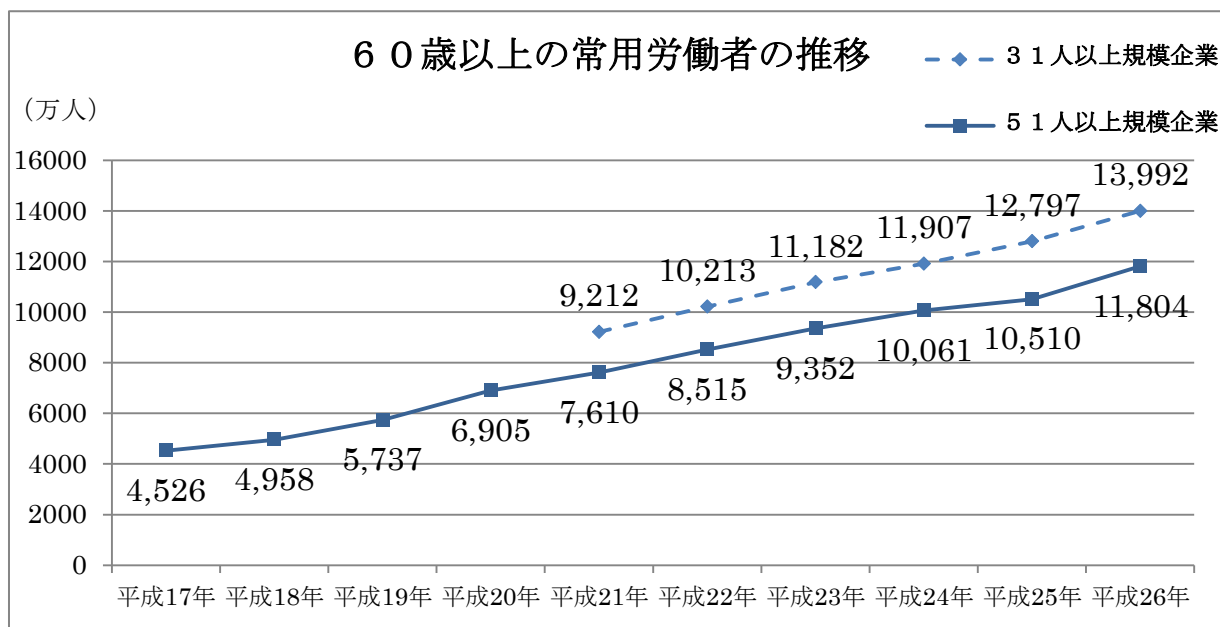
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(129,043人)のうち、60歳以上の常用労働者数は13,992人で10.8%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が9,576人、65～69歳が3,347人、70歳以上が866人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は11,804人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、7,278人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は13,992人であり、平成21年と比較すると、4,780人増加している。(表8)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)21社に対して、労働局、ハローワークにおいて個別指導を実施し、3社は10月までに是正済みである。

残りの未実施企業についても労働局、ハローワークにおいて個別訪問指導、求人受理時等における指導を強力に実施し、雇用確保措置の早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ「70歳まで働ける企業」の普及・啓発等に取り組む。

平成26年11月11日(火)に高年齢者雇用推進セミナー2014を開催します。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人	911	(856)	21	(81)	932	(937)
	97.7%	(91.4%)	2.3%	(8.6%)	100.0%	(100.0%)
	31～50人	359	14	(37)	373	(402)
		96.2%	3.8%	(9.2%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	552	(491)	7	(44)	559	(535)
	98.7%	(91.8%)	1.3%	(8.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	72	(62)	0	(9)	72	(71)
	100.0%	(87.3%)	0.0%	(12.7%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	983	(918)	21	(90)	1,004	(1,008)
	97.9%	(91.1%)	2.1%	(8.9%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	624	(553)	7	(53)	631	(606)
	98.9%	(91.3%)	1.1%	(8.7%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規 模 別	31～50人	96.2% (90.8%)	3.8% (9.2%)	
	51～100人	98.7% (91.6%)	1.3% (8.4%)	
	101～300人	98.8% (91.9%)	1.2% (8.1%)	
	301～500人	100.0% (89.2%)	0.0% (10.8%)	
	501～1,000人	100.0% (88.5%)	0.0% (11.5%)	
	1,001人以上	100.0% (75.0%)	0.0% (25.0%)	
	合 計	97.9% (91.1%)	2.1% (7.7%)	
産 業 別	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上
	農、林、漁業	100.0% (50.0%)	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	－
	建設業	98.8% (96.2%)	100.0% (92.3%)	1.2% (3.8%)
	製造業	97.1% (90.0%)	97.7% (90.5%)	2.9% (10.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	－	－
	情報通信業	93.8% (94.4%)	100.0% (100.0%)	6.3% (5.6%)
	運輸、郵便業	97.5% (90.0%)	97.9% (91.5%)	2.5% (10.0%)
	卸売業、小売業	98.4% (90.1%)	98.7% (88.9%)	1.6% (9.9%)
	金融業、保険業	92.9% (78.6%)	100.0% (100.0%)	7.1% (21.4%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0% (88.9%)	100.0% (100.0%)	－
	学術研究、専門・技術サービス業	90.9% (83.3%)	100.0% (87.5%)	9.1% (16.7%)
	宿泊業、飲食サービス業	96.9% (91.4%)	100.0% (81.3%)	3.1% (8.6%)
	生活関連サービス業、娯楽業	96.3% (93.1%)	100.0% (93.3%)	3.7% (6.9%)
	教育、学習支援業	100.0% (73.9%)	100.0% (76.9%)	0.0% (26.1%)
	医療、福祉	98.8% (94.3%)	99.4% (93.5%)	1.2% (5.7%)
	複合サービス事業	100.0% (88.9%)	100.0% (85.7%)	－
	サービス業(他に分類されないもの)	98.7% (91.3%)	100.0% (92.1%)	1.3% (8.7%)
	その他	－	－	－
	合 計	97.9% (91.1%)	98.9% (91.3%)	2.1% (8.9%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31～300人	16 (15)	136 (139)	759 (702)	911 (856)
	1.8% (1.8%)	14.9% (16.2%)	83.3% (82.0%)	100.0% (100.0%)
31～50人	10 (10)	68 (80)	281 (275)	359 (365)
	2.8% (2.7%)	18.9% (21.9%)	78.3% (75.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	6 (5)	68 (59)	478 (427)	552 (491)
	1.1% (1.0%)	12.3% (12.0%)	86.6% (87.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	4 (5)	68 (57)	72 (62)
	0.0% (0.0%)	5.6% (8.1%)	94.4% (91.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	16 (15)	140 (144)	827 (759)	983 (918)
	1.6% (1.6%)	14.2% (15.7%)	84.1% (82.7%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	6 (5)	72 (64)	546 (484)	624 (553)
	1.0% (0.9%)	11.5% (11.6%)	87.5% (87.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)
31～300人	466 (461)	293 (241)	759 (702)
	61.4% (65.7%)	38.6% (34.3%)	100.0% (100.0%)
31～50人	180 (189)	101 (86)	281 (275)
	64.1% (68.7%)	35.9% (31.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	286 (272)	192 (155)	478 (427)
	59.8% (63.7%)	40.2% (36.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	25 (22)	43 (35)	68 (57)
	36.8% (38.6%)	63.2% (61.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	491 (483)	336 (276)	827 (759)
	59.4% (63.6%)	40.6% (36.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	311 (294)	235 (190)	546 (484)
	57.0% (60.7%)	43.0% (39.3%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計 (①～⑦)
		② 自社、親会社・子 会社	③ 自社、関連会社 等	④ 自社、親会社・子 会社、関連会社 等	⑤ 親会社・子会社	⑥ 親会社・子会社、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②～⑦)	
31～300人	736 (687)	10 (6)	5 (4)	1 (1)	7 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (15)	759 (702)
	97.0% (97.9%)	1.3% (0.9%)	0.7% (0.6%)	0.1% (0.1%)	0.9% (0.6%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.0% (2.1%)	100.0% (100.0%)
31～50人	273 (271)	2 (0)	3 (3)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (4)	281 (275)
	97.2% (98.5%)	0.7% (0.0%)	1.1% (1.1%)	0.4% (0.0%)	0.7% (0.4%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.8% (1.5%)	100.0% (100.0%)
51～300人	483 (416)	8 (6)	2 (1)	0 (1)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (11)	478 (427)
	96.9% (97.4%)	1.7% (1.4%)	0.4% (0.2%)	0.0% (0.2%)	1.0% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.1% (2.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	62 (53)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	68 (57)
	91.2% (93.0%)	1.5% (0.0%)	1.5% (0.0%)	1.5% (1.8%)	2.9% (3.5%)	1.5% (1.8%)	0.0% (0.0%)	8.8% (7.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	798 (740)	11 (6)	6 (4)	2 (2)	9 (6)	1 (1)	0 (0)	29 (19)	827 (759)
	96.5% (97.5%)	1.3% (0.8%)	0.7% (0.5%)	0.2% (0.3%)	1.1% (0.8%)	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	3.5% (2.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	525 (469)	9 (6)	3 (1)	1 (2)	7 (5)	1 (1)	0 (0)	21 (15)	546 (484)
	96.2% (96.9%)	1.6% (1.2%)	0.5% (0.2%)	0.2% (0.4%)	1.3% (1.0%)	0.2% (0.2%)	0.0% (0.0%)	3.8% (3.1%)	100.0% (100.0%)

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度		
31～300人	16 (15)	136 (139)	466 (461)	618 (615)	932 (937)
	1.7% (1.6%)	14.6% (14.8%)	50.0% (49.2%)	66.3% (65.6%)	100.0% (100.0%)
31～50人	10 (10)	68 (80)	180 (189)	258 (279)	373 (402)
	2.7% (2.5%)	18.2% (19.9%)	48.3% (47.0%)	69.2% (69.4%)	100.0% (100.0%)
51～300人	6 (5)	68 (59)	286 (272)	360 (336)	559 (535)
	1.1% (0.9%)	12.2% (11.0%)	51.2% (50.8%)	64.4% (62.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	4 (5)	25 (22)	29 (27)	72 (71)
	0.0% (0.0%)	5.6% (7.0%)	34.7% (31.0%)	40.3% (38.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	16 (15)	140 (144)	491 (483)	647 (642)	1,004 (1,008)
	1.6% (1.5%)	13.9% (14.3%)	48.9% (47.9%)	64.4% (63.7%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	6 (5)	72 (64)	311 (294)	389 (363)	631 (606)
	1.0% (0.8%)	11.4% (10.6%)	49.3% (48.5%)	61.6% (59.9%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上継続雇用」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 70歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③70歳以上までの継続雇用制度		④ その他の制度で70 歳以上まで雇用	合計 (①+②+③+④)	報告した全ての 企業
			希望者全員70歳 以上	基準該当者70歳 以上			
31～300人	16 (15)	9 (9)	48 (44)	79 (66)	27 (27)	179 (161)	932 (937)
	1.7% (1.6%)	1.0% (1.0%)	5.2% (4.7%)	8.5% (7.0%)	2.9% (2.9%)	19.2% (17.2%)	100.0% (100.0%)
31～50人	10 (10)	4 (6)	17 (20)	25 (24)	12 (11)	68 (71)	373 (402)
	2.7% (2.5%)	1.1% (1.5%)	4.6% (5.0%)	6.7% (6.0%)	3.2% (2.7%)	18.2% (17.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	6 (05)	5 (3)	31 (24)	54 (42)	15 (16)	111 (90)	559 (535)
	1.1% (0.9%)	0.9% (0.6%)	5.5% (4.5%)	9.7% (7.9%)	2.7% (3.0%)	19.9% (16.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	5 (5)	6 (7)	72 (71)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	1.4% (2.8%)	6.9% (7.0%)	8.3% (9.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	16 (15)	9 (9)	48 (44)	80 (68)	32 (32)	185 (168)	1,004 (1,008)
	1.6% (1.5%)	0.9% (0.9%)	4.8% (4.4%)	8.0% (6.7%)	3.2% (3.2%)	18.4% (16.7%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	6 (5)	5 (3)	31 (24)	55 (44)	20 (21)	117 (97)	631 (606)
	1.0% (0.8%)	0.8% (0.5%)	4.9% (4.0%)	8.7% (7.3%)	3.2% (3.5%)	18.5% (16.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上までの継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合		70歳以上まで働ける企業割合	
北海道	98.9%	(97.3%)	72.9%	(70.2%)	17.6%	(17.1%)
青森	98.0%	(88.1%)	76.4%	(71.4%)	21.0%	(17.6%)
岩手	96.8%	(90.2%)	82.7%	(76.9%)	21.3%	(19.3%)
宮城	98.7%	(95.4%)	73.5%	(70.7%)	18.7%	(20.2%)
秋田	99.4%	(98.9%)	79.9%	(80.0%)	27.5%	(22.5%)
山形	97.3%	(90.8%)	69.2%	(63.9%)	15.5%	(14.6%)
福島	97.8%	(86.8%)	73.4%	(64.8%)	16.9%	(15.4%)
茨城	98.5%	(79.2%)	77.5%	(66.0%)	19.0%	(17.4%)
栃木	99.7%	(97.9%)	74.5%	(71.7%)	16.0%	(16.4%)
群馬	97.2%	(90.2%)	75.1%	(70.8%)	17.3%	(17.1%)
埼玉	98.4%	(93.5%)	78.1%	(74.0%)	19.8%	(18.6%)
千葉	96.1%	(92.3%)	71.8%	(69.1%)	24.0%	(24.1%)
東京	98.9%	(92.1%)	65.2%	(58.3%)	15.0%	(14.3%)
神奈川	97.5%	(92.6%)	70.7%	(66.8%)	18.0%	(17.7%)
新潟	98.5%	(95.3%)	74.2%	(72.8%)	18.6%	(14.6%)
富山	98.6%	(90.6%)	67.5%	(64.3%)	26.9%	(24.8%)
石川	96.8%	(89.6%)	73.0%	(69.5%)	17.0%	(17.7%)
福井	99.5%	(92.8%)	71.1%	(68.1%)	16.9%	(17.9%)
山梨	98.2%	(94.0%)	70.6%	(67.0%)	16.7%	(16.5%)
長野	98.9%	(91.0%)	75.9%	(70.8%)	22.4%	(20.6%)
岐阜	99.1%	(94.1%)	79.3%	(76.6%)	23.2%	(21.8%)
静岡	99.2%	(97.1%)	76.4%	(74.5%)	21.6%	(20.4%)
愛知	99.0%	(94.6%)	69.6%	(66.3%)	22.6%	(22.3%)
三重	99.8%	(98.7%)	78.0%	(76.5%)	23.1%	(22.4%)
滋賀	96.9%	(92.5%)	70.3%	(66.6%)	17.3%	(16.7%)
京都	97.1%	(91.6%)	73.8%	(70.3%)	16.9%	(17.8%)
大阪	98.2%	(95.2%)	66.3%	(62.2%)	18.5%	(18.2%)
兵庫	97.8%	(90.1%)	69.5%	(64.7%)	18.3%	(16.9%)
奈良	95.2%	(87.5%)	76.3%	(70.8%)	21.1%	(22.4%)
和歌山	98.2%	(94.9%)	75.5%	(71.2%)	20.1%	(19.9%)
鳥取	98.3%	(91.2%)	68.5%	(64.3%)	18.5%	(17.8%)
島根	99.7%	(96.9%)	77.6%	(75.5%)	25.5%	(25.1%)
岡山	97.3%	(80.8%)	71.2%	(63.1%)	22.4%	(21.5%)
広島	99.3%	(93.5%)	73.6%	(70.5%)	20.2%	(19.0%)
山口	98.8%	(93.4%)	73.1%	(69.9%)	24.3%	(23.6%)
徳島	96.7%	(92.8%)	71.7%	(69.0%)	23.1%	(21.4%)
香川	97.6%	(92.1%)	72.8%	(69.1%)	21.7%	(20.4%)
愛媛	99.2%	(96.4%)	65.2%	(62.5%)	23.0%	(22.8%)
高知	97.9%	(92.4%)	67.0%	(65.5%)	16.8%	(16.0%)
福岡	95.1%	(87.1%)	66.8%	(61.6%)	17.9%	(17.1%)
佐賀	97.9%	(91.1%)	64.4%	(63.7%)	18.4%	(16.7%)
長崎	96.4%	(82.5%)	70.2%	(63.2%)	20.8%	(19.5%)
熊本	96.4%	(86.7%)	71.6%	(64.0%)	16.4%	(15.2%)
大分	99.1%	(96.2%)	81.8%	(78.6%)	20.6%	(19.3%)
宮崎	96.1%	(89.0%)	75.7%	(68.2%)	22.9%	(21.0%)
鹿児島	97.7%	(96.0%)	76.5%	(74.3%)	19.1%	(17.4%)
沖縄	94.8%	(84.6%)	66.5%	(61.0%)	17.2%	(16.4%)
全国計	98.1%	(92.3%)	71.0%	(66.5%)	19.0%	(18.2%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

表7-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望した継続雇用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	555	1,917	1,584	82.6% (79.9%)	31	1.6% (0.9%)	327	17.1% (18.5%)	6	0.3% (1.5%)	292
うち女性	299	810	661	81.6% (82.4%)	8	1.0% (0.5%)	145	17.9% (16.5%)	4	0.5% (1.1%)	100

※過去1年間(平成25年6月1日から平成26年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

()内は、平成25年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表7-2 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(61歳)がいる企業	171	658	591	89.8% (91.8%)	60	9.1% (6.5%)	7	1.1% (1.7%)
うち女性	84	270	237	87.8% (93.0%)	31	11.5% (6.0%)	2	0.7% (1.0%)

※平成25年6月1日から平成26年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

()内は、平成25年6月1日現在の数値。

表8 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計	60歳以上合計		60～64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
5 規模人以上企業	平成17年	87,815人	(100.0)	4,526人	(100.0)	3,265人	1,261人 (100.0)
	平成18年	90,585人	(103.2)	4,958人	(109.5)	3,435人	1,523人 (120.8)
	平成19年	93,357人	(106.3)	5,737人	(126.8)	3,996人	1,741人 (138.1)
	平成20年	96,237人	(109.6)	6,905人	(152.6)	4,978人	1,927人 (152.8)
	平成21年	96,571人	(110.0)	7,610人	(168.1)	5,654人	1,956人 (155.1)
	平成22年	100,342人	(114.3)	8,515人	(188.1)	6,343人	2,172人 (172.2)
	平成23年	103,767人	(118.2)	9,352人	(206.6)	7,242人	2,110人 (167.3)
	平成24年	104,841人	(119.4)	10,061人	(222.3)	7,689人	2,372人 (188.1)
	平成25年	110,895人	(126.3)	10,510人	(232.2)	7,759人	2,751人 (218.2) (670人)
	平成26年	114,283人	(130.1)	11,804人	(260.8)	8,194人	3,610人 (286.3) (866人)
3 規模人以上企業	平成21年	111,200人	(100.0)	9,212人	(100.0)	6,787人	2,425人 (100.0)
	平成22年	114,435人	(102.9)	10,213人	(110.9)	7,570人	2,643人 (109.0)
	平成23年	117,887人	(106.0)	11,182人	(121.4)	8,595人	2,587人 (106.7)
	平成24年	118,904人	(106.9)	11,907人	(129.3)	9,027人	2,880人 (118.8)
	平成25年	126,647人	(113.9)	12,797人	(138.9)	9,294人	3,503人 (144.5) (859人)
	平成26年	129,043人	(116.0)	13,992人	(151.9)	9,576人	4,416人 (182.1) (1,069人)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 改正高年齢者雇用安定法が施行されています！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されています。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する**指針の策定**

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができていましたが、今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要となっています。

（注）高年齢者雇用確保措置とは

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止 のいずれかの措置を講じなければなりません。

【経過措置】

ただし、平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合に限り、以下の経過措置が認められています。

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

